

議案第 1 1 号

南島原市立幼稚園管理規則を廃止する規則について

提案理由

南島原市立北有馬幼稚園を令和 2 年 3 月 3 1 日をもって廃止するため、規則を廃止するもの。

令和 2 年 3 月 2 6 日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市立幼稚園管理規則を廃止する規則

南島原市立幼稚園管理規則（平成18年南島原市教育委員会規則第12号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○南島原市立幼稚園管理規則

平成18年3月31日教育委員会規則第12号

改正

平成21年2月25日教育委員会規則第3号

平成22年3月26日教育委員会規則第4号

平成30年6月26日教育委員会規則第4号

南島原市立幼稚園管理規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織（第2条・第3条）

第3章 運営（第4条—第25条）

第4章 施設及び設備の管理（第26条—第28条）

第5章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、南島原市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営の基本的事項を定めるものとする。

第2章 組織

（定員）

第2条 幼稚園の定員は、80人とする。

（職員）

第3条 幼稚園に園長、教諭、助教諭その他必要な職員を置く。

2 南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、園長の意見を聴いて教諭のうちから主任教諭を任命することができる。

3 主任教諭は、園長の指示に基づき教育課程の立案その他の園務に関する事項につき連絡調整及び指導助言に当たる。

第3章 運営

（学期）

第4条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定による学期は、次の3学期とする。

（1）第1学期 4月1日から8月31日まで

（2）第2学期 9月1日から12月31日まで

（3）第3学期 1月1日から3月31日まで

（教育週数及び教育時間）

第5条 教育週数及び教育時間は、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号。以下「教育要領」という。）に基づき、園長が定める。

（休業日）

第6条 幼稚園の休業日は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第39条の規定において準用する第61条第1号から第3号までの規定に掲げる日のほか、次のとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (5) 前各号に定めるもののほか、園長が休業を必要と認め、教育委員会の承認を受けた日

2 園長は、保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、教育委員会の許可を受けて、休業日に保育を行うことができる。

(非常変災等による臨時休業の報告)

第7条 施行規則第39条の規定において準用する第63条の規定によって、園長が臨時に保育を行わないときは、保育を行わない理由及びその期間を直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

(教育課程)

第8条 教育課程は、教育要領の基準に基づき園長が編成する。

(教育課程の届出)

第9条 園長は、前条の規定により教育課程を編成したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。教育課程を変更したときも、また、同様とする。

(入園資格)

第10条 幼稚園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(入園時期)

第11条 入園時期は、毎年4月とする。ただし、欠員があるときは、臨時に入園を許可することができる。

(入園手続)

第12条 幼児を入園させるときは、入園願(様式第1号)を園長に提出しなければならない。

(入園許可)

第13条 園長は、幼児の心身の発育状態等を考慮して入園を許可する。

(長期欠席)

第14条 保護者は、園児を一週間以上欠席させるときは、園長に届け出なければならない。

(休園又は退園)

第15条 保護者は、園児を休園又は退園させるときは、園長に届け出なければならない。

2 園長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、教育委員会の承認を得て、園児を休園又は退園させることができる。

- (1) 園児が感染性疾病にかかったとき。
- (2) 園児の無届休園が1以上にわたるとき。
- (3) 保育料の納付を3月以上怠ったとき。
- (4) 園児が性情不良であって他の園児に対し悪影響を及ぼし、教育の見込みがないとき。

(園児の異動)

第16条 園長は、園児に入退園の異動があった場合には、園児異動報告書(様式第2号)により教育委員会に報告しなければならない。

(園児の事故等の報告)

第17条 園児の重大な事故若しくは集団的発病が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、園長は、速やかにその実情を教育委員会に連絡し、改めて詳細を報告しなければならない。

ない。

(学級編成)

第18条 幼稚園の学級数は、教育委員会が定める。

2 前項に規定する学級は、学年の初めの前日において同じ年齢にある園児で編成し、1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

(園外行事の届出)

第19条 遠足、水泳その他園外行事の実施に当たっては、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(修了証書)

第20条 幼稚園で6月以上教育を受けた園児には、修了証書(様式第3号)を授与する。

(保育料徴収)

第21条 保育料は、南島原市立幼稚園保育料等徴収条例(平成18年南島原市条例第72号)の定めるところによる。

(園務の分掌)

第22条 園長は、園務分掌を定め、教育委員会に報告しなければならない。

(園長及び職員の休暇)

第23条 園長が休暇を受けようとするときは、教育委員会に届け出、又は承認を受けなければならない。

2 職員が休暇を受けようとするときは、園長に届け出、又は承認を受けなければならない。

(園長及び職員の出張)

第24条 園長の出張は、教育委員会が命ずる。

2 職員の出張は、園長が命ずる。

(園長及び職員の事故報告)

第25条 園長又は職員に重大な事故があったときは、園長は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。ただし、園長に事故があるときは、上席の職員が報告しなければならない。

第4章 施設及び設備の管理

(管理責任者)

第26条 園長は、幼稚園の施設及び設備(備品を含む。以下同じ。)を総括管理し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、園長の定めるところにより幼稚園の施設及び設備の管理を行う。

(災害報告)

第27条 園長は、災害又は事故によって幼稚園の施設及び設備が損害を受けたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(警備及び防災の計画)

第28条 園長は、毎年度初め幼稚園の警備及び防災の計画を定め、教育委員会に報告しなければならない。

2 園長は、前項の計画を定めるときは、特に園児の安全を確保するための措置を講じなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西有家町立西有家幼稚園規則（昭和44年西有家町教育委員会規則第1号）、北有馬町立北有馬幼稚園規則（昭和54年北有馬町教育委員会規則第7号）、口之津町立幼稚園規則（昭和60年口之津町教育委員会規則第1号）又は加津佐町立加津佐幼稚園管理規則（平成2年加津佐町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年2月25日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日教育委員会規則第4号）

この教育委員会規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日教育委員会規則第4号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

入 園 願			
ふりがな ----- 幼児氏名		男女別 どちらかに ○	男・女
生年月日	年 月 日		
ふりがな ----- 保護者氏名			
現住所	南島原市	番地	
既往の疾病			
兄弟姉妹の数	兄弟 人 人 姉妹 人 人		
備 考			
上記のとおり入園させたいので願書を提出します。			
年 月 日			
住所 南島原市		番地	
電話 ー			
保護者氏名			㊟
南島原市立	幼稚園長		様

様式第2号 (第16条関係)

第 年 月 日 号

南島原市教育委員会
教育長 様

南島原市立 幼稚園園長 印

園児異動報告書

このことについて、下記園児の保護者より、本園に〔入園〕したい旨願い出があり、別紙のように〔入園願書〕が提出され、年 月 日付で〔入園〕を許可したので、南島原市立幼稚園管理規則第16条により報告致します。

記

- 1 園児氏名 年 月 日
- 2 保護者氏名
- 3 現住所
- 4 異動(前)先

※ 添付書類 入園願書(写し) 部
退園届(写し) 部

在園園児数 (月 日現在)

組	男子	女子	計
合計			

様式第3号 (第20条関係)

割印									
第 号	園 長	南 島 原 市 立	年 月 日	園 印	年 月 日 生	氏 名	修 了 証 書		
	園	幼 稚 園							

議案第12号

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもののほか、特別休暇について所要の改正を行うもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

南島原市招致外国青年任用規則（平成18年南島原市規則第54号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）

」

を

「

第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）

第9章 雑則（第31条）

」

に改める。

第1条第2項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

第8条第1項中「参加者の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の規定により」を「南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は」に改める。

第10条第1項中「参加者が」の次に「勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び」を加え、「南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を「条例第8条」に改める。

第15条第1項第7号中「女子の参加者」を「参加者」に改める。

第30条の次に次の章名を付する。

第9章 雑則

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p><u>第9章 雑則 (第31条)</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、<u>地方公務員法 (昭和25年法律第261号)</u> その他の法令及び市の条例 (以下「法令等」という。) の定めるところによる。</p> <p>(報酬及びその計算)</p> <p>第8条 <u>南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 (令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。)</u> 第4条の規定による参加者の報酬額は、月額28万円 (再任用された場合の2年目は月額30万円、3年目は月額32万5,000円、4年目以降は月額33万円) とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第10条 参加者が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、<u>条例第8条</u>の規定により、費用を弁償する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>目次</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、<u>労働基準法 (昭和22年法律第49号)</u> その他の法令及び市の条例 (以下「法令等」という。) の定めるところによる。</p> <p>(報酬及びその計算)</p> <p>第8条 <u>参加者の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (平成18年南島原市条例第30号) の規定により、</u>月額28万円 (再任用された場合の2年目は月額30万円、3年目は月額32万5,000円、4年目以降は月額33万円) とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第10条 参加者が職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、<u>南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例</u>の規定により、費用を弁償する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

新	旧
<p>(7) <u>参加者</u>が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9章 雑則</p>	<p>(7) <u>女子の参加者</u>が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正

平成19年3月30日規則第4号
平成20年4月1日規則第20号
平成21年6月1日規則第32号
平成22年3月31日規則第17号
平成22年6月29日規則第40号
平成23年6月27日規則第22号
平成24年3月30日規則第12号
平成25年3月29日規則第18号
令和元年8月30日規則第2号

南島原市招致外国青年任用規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務（第3条・第4条）
- 第3章 任用期間及びその終了（第5条—第7条）
- 第4章 報酬その他の給付（第8条—第10条の2）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第11条—第19条）
- 第6章 服務（第20条—第27条）
- 第7章 懲戒（第28条）
- 第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）
- 第9章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この任用規則（以下「規則」という。）は、語学指導等を行う外国青年招致事業により、南島原市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び市の条例（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国際交流員 国際交流活動に従事する参加者
- (2) 外国語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する参加者
- (3) 所属長 国際交流員又は外国語指導助手が所属する組織の長
- (4) 週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- (5) 月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

（国際交流員の職務）

第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地方公共団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際経済交流事業を含む国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等）
- (2) 地方公共団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力
- (3) 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画
- (4) 地域住民の異文化理解のための交流活動及び外国人住民の生活支援活動への協力
- (5) その他所属長が必要と認める職務
（外国語指導助手の職務）

第4条 外国語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 中学校における外国語科等の授業の補助
 - (2) 小学校における外国語活動等の補助
 - (3) 外国語教材作成の補助
 - (4) 外国語科教員等に対する現職研修への補助
 - (5) 特別活動及び部活動等への協力
 - (6) 外国語担当指導主事及び外国語担当教員等に対する語学に関する情報の提供
 - (7) 外国語スピーチコンテストへの協力
 - (8) 地域における国際交流活動への協力
 - (9) その他所属長又は校長が必要と認める職務
- 2 外国語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任用期間及びその終了

（任用期間）

第5条 参加者の任用期間は、1年間とする。

- 2 前項の任用期間満了後、市は、参加者として必要な能力を有すると実証される場合には、1年間の再度の任用を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市は、引き続き5年間の任用期間が経過した場合においては、再度の任用は行わないものとする。

（退職）

第6条 参加者は、前条の任用期間を誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

（免職）

第7条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を免職することができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合
- (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合
- (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの原因が職務又は通勤による災害であ

る場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。)を超えた場合

(7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って参加者を免職することができる。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第8条 南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定による参加者の報酬額は、月額28万円(再任用された場合の2年目は月額30万円、3年目は月額32万5,000円、4年目以降は月額33万円)とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。

- 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。
- 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。
- 4 報酬の日割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第9条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかったときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

- 2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第10条 参加者が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、条例第8条の規定により、費用を弁償する。

- 2 市は、日本から本国の出発国際空港までの航空券又は相当分の金額を参加者の赴任及び帰国のための費用として弁償する。ただし、帰国費用は、当該参加者が第5条の任用期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、その満了後1月以内に帰国のために日本を出発する場合に限り弁償するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第10条の2 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害につい

て賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職 (勤務時間)

第11条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、次のとおりとする。

(1) 国際交流員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前9時15分から午後5時15分までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時から午後1時までには休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

(2) 外国語指導助手の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時45分から午後1時30分までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間で平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第12条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日をいう。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第13条 参加者は、第5条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

2 参加者は、前項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。

3 参加者が第5条の任用期間満了後、市に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。

4 所属長は、業務上必要があると認めるときは、参加者の申し出た年次有給休暇の時季及び期間の変更をすることができる。

(病気休暇)

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の

間が7日に満たないときは、それらの2の期間は、連続するものとみなす。

3 病気休暇は、有給とする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- (2) 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- (3) 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
- (4) 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- (5) 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (7) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (8) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (9) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (10) 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する3日間以内
- (11) 入国後の住居地の届出時・査証申請時等において所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- (12) 要介護者の介護その他の市長が定める世話をを行う参加者が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

2 前項第1号から第4号まで、第10号及び第11号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第9号まで及び第12号の特別休暇は無給とする。

(休職)

第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第18条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、市は、当該参加者の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

- (1) 勤務できない事情が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた額を支給する。
- (2) 勤務できない事情が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(起訴休職)

第17条 参加者が刑事事件に関し起訴されたときは、市は、当該参加者を休職させることができる。

2 前項の場合において、その休職期間中は、報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第18条 参加者が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は、当該参加者を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者

(2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者

(3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(4) 前3号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第19条 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号及び第11号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

2 第15条第1項第5号から第9号まで及び第12号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

4 第17条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第20条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第21条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第22条 参加者は、市及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第23条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した

後も、また、同様とする。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第24条 参加者は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業等の従事制限)

第25条 参加者は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第27条 参加者は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車その他の原動機付き交通用具を運転してはならない。

第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（平成8年長崎縣市町村総合事務組合条例第18号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第30条 市は、損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の招致外国青年就業規則（平成6年深江町規則第12号）、招致外国青年就業規則（平成12年北有馬町教育委員会規則第7号）又は招致外国青年就業規則（平成13年加津佐町規則第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の参加者から適用する。

附 則（平成20年4月1日規則第20号）

この規則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の参加者から適用する。

附 則（平成21年6月1日規則第32号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第17号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日規則第40号）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年6月27日規則第22号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第12号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項第11号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年度までに任用された参加者で平成24年度以降引き続き任用される参加者の報酬については、改正後の第8条の規定にかかわらず、月額30万円とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、その額を加算した額とする。ただし、参加者の責に帰すべき事由により租税条約に基づく免税を受けられない場合は、この月額加算を行わない。

附 則（平成25年3月29日規則第18号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日規則第2号）

この規則は、令和元年8月30日から施行する。

議案第13号

南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもののほか、報酬及び特別休暇について、所要の改正を行うもの。

令和2年3月26日提出

南島原市教育委員会
教育長 永田 良二

南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則

南島原市英語指導助手任用規則（平成28年南島原市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）

」

を

「

第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）

第9章 雑則（第31条）

」に改める。

第1条第2項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

第7条第1項中「参加者の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南島原市条例第30号）の規定により、月額20万円」を「南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額28万円」に改める。

第9条第1項中「参加者が」の次に「勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び」を加え、「南島原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を「条例第8条」に改める。

第15条第1項第7号中「女子の参加者」を「参加者」に改め、同項第9号中「小学校就学」を「中学校就学」に改める。

本則に次の1章を加える。

第9章 雑則

（委任）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p><u>第9章 雑則 (第31条)</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、<u>地方公務員法 (昭和25年法律第261号)</u> その他の法令及び市の条例 (以下「法令等」という。) の定めるところによる。</p> <p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 <u>南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例 (令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。)</u> 第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額28万円とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第9条 <u>参加者が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、条例第8条の規定により、費用を弁償する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>参加者</u>が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p>	<p>目次</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、<u>労働基準法 (昭和22年法律第49号)</u> その他の法令及び市の条例 (以下「法令等」という。) の定めるところによる。</p> <p>(報酬及びその計算)</p> <p>第7条 <u>参加者の報酬は、南島原市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成18年南島原市条例第30号) の規定により、月額20万円とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法 (昭和40年法律第33号) 第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(費用弁償等)</p> <p>第9条 <u>参加者が職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、南島原市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、費用を弁償する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>女子</u>の参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p>

新	旧
<p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する<u>中学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p><u>第31条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) <u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する<u>小学校就学</u>の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>

○南島原市英語指導助手任用規則

平成28年10月7日教育委員会規則第19号

南島原市英語指導助手任用規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職務（第3条）
- 第3章 任用期間及びその終了（第4条—第6条）
- 第4章 報酬その他の給付（第7条—第10条）
- 第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第11条—第19条）
- 第6章 服務（第20条—第27条）
- 第7章 懲戒（第28条）
- 第8章 公務災害補償等（第29条・第30条）
- 第9章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、語学指導外国青年招致事業により、南島原市（以下「市」という。）において語学指導等を行う外国青年のうち、JETプログラムによる任用以外の参加者（以下「参加者」という。）の勤務条件を定めることを目的とする。

2 参加者の勤務条件に関する事項でこの規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令及び市の条例（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）英語指導助手 主として教育委員会又は小・中学校等に配置され、外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事する参加者
- （2）所属長 英語指導助手が所属する組織の長
- （3）週 日曜日に始まり直近の土曜日に終わる期間
- （4）月 1日に始まり当該月の末日に終わる期間

第2章 職務

（英語指導助手の職務）

第3条 英語指導助手は、主として教育委員会又は学校において、所属長又は校長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- （1）中学校における外国語科等の授業の補助
- （2）小学校における外国語活動等の補助
- （3）外国語教材作成の補助
- （4）外国語科教員等に対する現職研修への補助
- （5）その他所属長又は校長が必要と認める職務

2 英語指導助手は、所属長の指示に従って管下の学校を巡回し、特定の学校に駐在し、又は両者を組み合わせた方法で前項各号の職務を行う。

第3章 任用期間及びその終了

（任用期間）

第4条 参加者の任用期間は、1年間とする。

2 前項の任用期間満了後、市は、参加者として必要な能力を有すると実証される場合には、通算して3年を限度として更新することができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると市が認めた場合は、3年を超えて更新することができる。

(退職)

第5条 参加者は、前条の任用期間は誠実に職務を遂行しなければならない。ただし、やむを得ず前条の期間の満了前に退職するときは、退職しようとする日の30日前までに申し出なければならない。

(免職)

第6条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者を免職することができる。

(1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合

(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(3) 当該参加者の担当する職務に著しくふさわしくない行為があった場合

(4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合

(5) 勤務態度が不良で改善の見込みがないと認められる場合

(6) 勤務しない日が連続して60日（勤務しないことの原因が職務又は通勤による災害である場合並びに第15条第1項第5号及び第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了した後の30日間を除く。）を超えた場合

(7) 応募書類に虚偽の記載があった場合

2 前項の規定にかかわらず、市は、議会により予算が承認されず、又は予算が削減されたため参加者に対して報酬を支払うことができない場合は、30日前までに予告し、又は1月分の報酬を支払って参加者を免職することができる。

第4章 報酬その他の給付

(報酬及びその計算)

第7条 南島原市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年南島原市条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定による参加者の報酬の額は、月額28万円とし、所得税及び住民税が賦課される場合は、この報酬額から参加者が負担する。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第5号の非居住者に該当する参加者については、日本国内において賦課される所得税の額を控除した後の額が、同項第3号の居住者に該当する任用1年目の参加者の日本国内において賦課される所得税及び住民税の額を控除した後の報酬の額と同額になるように報酬の額を調整する。

2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。

3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、日割計算により算出する。

4 報酬の日割計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を260で除して得た額を1日当たりの額とし、時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を1,820で除して得た額を1時間当たりの額とする。

(報酬の減額)

第8条 参加者が勤務を要する時間に勤務しなかった場合は、この規則に別の定めがあるときを除き、当該勤務しなかった1時間につき前条第4項により計算した1時間当たりの額を前条第1項の報酬から減額して支給するものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする。

2 前項の勤務しなかった時間の計算に当たっては、当該勤務しなかった時間の属する月における全ての勤務しなかった時間を合計して行うものとし、1時間未満の端数については30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

(費用弁償等)

第9条 参加者が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務を行うために旅行するときは、費用弁償として、条例第8条の規定により、費用を弁償する。

2 市は、日本から本国の出発国際空港までの航空券又は相当分の金額を参加者の赴任及び帰国のための費用として弁償する。ただし、帰国費用は、当該参加者が第4条の任用期間を満了後、日本において市又は第三者と雇用関係に入ることなく、その満了後1月以内に帰国のために日本を出発する場合に限り弁償するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本人の責によらない理由により任用期間満了前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めたときは、帰国費用を弁償することができる。

第10条 市は、参加者が正当な理由なく帰国した場合等によって実際に被った損害について賠償を求めることができる。

第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職

(勤務時間)

第11条 参加者の勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間とする。

2 参加者の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15分から午後4時までとし、土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日午後0時45分から午後1時30分までは休憩時間とし、この時間は、参加者が自由に使用できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、土曜日又は日曜日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、所属長は、参加者に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を指示することができる。この場合においても、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

(休日)

第12条 次に掲げる日を休日とする。

(1) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日をいう。)

(2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日までの期間をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ、振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることができる。

3 休日は、有給とする。

(年次有給休暇)

第13条 参加者は、第4条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。この年次有給休暇は、時間単位で取得することも差し支えない。

- 2 参加者は、前項の年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに、3日以上連続した休暇を取得するときは1月前までに、それぞれ所属長に申し出なければならない。
- 3 参加者が第4条の任用期間満了後、市に再度任用される場合には20日間を限度として年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）を、次の任用期間に繰り越すことができるものとする。
- 4 所属長は、業務上必要があると認めるときは、参加者の申し出た年次有給休暇の時季及び期間の変更をすることができる。

（病気休暇）

第14条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

- 2 病気休暇は、その開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は、連続するものとみなす。
- 3 病気休暇は、有給とする。

（特別休暇）

第15条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- （1） 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者又は子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹又は祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
- （2） 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
- （3） 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ市が必要と認める期間
- （4） 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
- （5） 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- （6） 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- （7） 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- （8） 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- （9） 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育するため参加者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- （10） 夏季休業中における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のために請求した場合 週休日、休日を除いて連続する3日間以内
- （11） 入国後の住居地の届出時・査証申請時等において所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間
- （12） 要介護者の介護その他の市長が定める世話を行う参加者が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- （13） その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

- 2 前項第1号から第4号まで、第10号、第11号及び第13号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第9号まで及び第12号の特別休暇は無給とする。

(休職)

第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、参加者が病気（第18条第1項の疾病を除く。）、負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項の日数において同じ。）を超える場合においては、市は、当該参加者の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。

- 2 前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、次に定めるところによる。

(1) 勤務できない事情が職務による負傷又は疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた額を支給する。

(2) 勤務できない事情が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。

(起訴休職)

第17条 参加者が刑事事件に関し起訴されたときは、市は、当該参加者を休職させることができる。

- 2 前項の場合において、その休職期間中は、報酬の6割を支給する。

(勤務禁止)

第18条 参加者が次に掲げる感染性の疾病その他の疾病にかかったときは、市は、当該参加者を勤務させないものとする。

(1) 病毒伝ばのおそれのある感染性の疾病にかかって、感染予防の措置をしていない者

(2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者

(3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(4) 前3号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

- 2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。

(休暇及び休職の手続)

第19条 第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号、第11号及び第13号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。

- 2 第15条第1項第5号から第9号まで及び第12号の休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事情がやんだ後、速やかに届け出なければならない。

- 3 病気又は負傷のため連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることがある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

- 4 第17条第1項による休職及び前条第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、

当該参加者は、速やかにその事実を所属長に届けなければならない。

第6章 服務

(職務命令に従う義務)

第20条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職務専念義務)

第21条 参加者は、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第22条 参加者は、市及び語学指導外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第23条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も、また、同様とする。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止)

第24条 参加者は、性的な言動によって他の職員に不快感を与えたり、就業環境を害してはならない。

(営利企業の従事等制限)

第25条 参加者は、所属長の許可を受けなければ、いかなる組織の役員となり、若しくは市以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(宗教活動等の制限)

第26条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行ってはならない。

(自動車等運転の制限)

第27条 参加者は、通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けずにその勤務のために自動車その他の原動機付き交通用具を運転してはならない。

第7章 懲戒

(懲戒処分)

第28条 市は、参加者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令等又はこの規則に違反した場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 当該参加者の担当する職務にふさわしくない行為があった場合
- (4) 勤務態度が不良と認められる場合

2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

- (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。
- (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は、1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。
- (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。

第8章 公務災害補償等

(公務災害補償)

第29条 参加者は、公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例（平成8年長崎県市町村総合事務組合条例第18号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。

(公務外の災害補償)

第30条 市は、損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。

第9章 雑則

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。